

仕 様 書

1 排出する廃棄物に関する事項

- (1) 種 類 特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物）
- (2) 数 量 約 137,000 ㍻／月当たり
市立長浜病院分 約 110,000 ㍻／月当たり
長浜市立湖北病院分 約 27,000 ㍻／月当たり
- (3) 荷 姿 感染危険防止より堅牢な容器に収納（密閉後運搬途中での開封は厳禁）
- (4) 注意事項

- ① 当該廃棄物の積み込み作業から搬出及び処分に至る過程等で、危険のないよう十分注意すると共に、近隣住民の迷惑にならないよう慎重に取り扱うこと。
- ② 積載車両は運搬中に落下飛散および悪臭が洩れるおそれのない構造を有するものとし、屋根が付いたボックスタイプのもの、又は荷台に丈夫な覆いを設けるなどの措置を講じた車両とすること。
- ③ 処理は焼却処分とすること。

2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 入札書に記載する金額

容積1㍻当たりの処理単価（ただし、消費税等を含めないこと。）

〈処理料の内訳〉

- ・収集運搬及び処分に係る費用
- ・指定の回収容器代（下記、遵守事項5項(5)記載の指定容器）
- ・マニフェスト伝票代（7枚複写）

※原則として、電子マニフェストを利用すること。

4 月額委託料（概要）

各々の容器容積量に1㍻当たりの処理料金と数量を乗じて得た金額に消費税相当分の額を加算した金額

5 遵守事項

- (1) 誓約書を厳守すること。
- (2) 収集運搬業者と処分業者は、自ら締結している共同受託責任者として認められる要件を満たす書類により当該業務を履行するものとする。
- (3) 当該業務にあたっては、処理に係る該当府県の収集運搬及び処分業の許可を受けており、当該特別管理産業廃棄物の収集運搬及び処分がその事業の範囲に含まれていること。
- (4) 当該特別管理産業廃棄物の収集運搬及び処分の業務は、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」並びに「感染性廃棄物の適正処理について」等関係法令を準拠し、常に違法のない処理を行うこと。

(5) 回収運搬容器は、〈鋭利なもの〉、〈固形状のもの〉、〈液状のもの〉に区別して、

- ① 注射針、カミソリ、メス等の鋭利なもの及び液状又は泥状のものは、金属製、プラスチック製又は二重ダンボール製等とし、耐貫通性で漏洩しない堅牢な容器で上蓋を閉めた後、密閉できる構造とすること。

容器の種類：20ℓ容器・40ℓ容器・50ℓ容器

※針捨てなど容器の3ℓ容器、5ℓ容器、7ℓ容器および8ℓ容器も併せて処理すること。

※回収運搬容器は、環境に優しいリサイクル品等を使用するよう努めること。

- ② 固形状のものは、プラスチック製、ダンボール製で丈夫なビニール袋を使用した堅牢な容器で上蓋を密閉できる構造とすること。

容器の種類：40ℓ容器・45ℓ容器

(6) 回収運搬容器には、収集運搬業者名を明記すること。

(7) 回収運搬容器は、現在当院で使用している足踏み式ホルダーに適合していること。

(8) 受託者は、病院からの連絡により直ちに来院（原則的に搬出は平日の執務時間内）しその都度マニフェスト伝票を発行または搬出量等を記載した書類を提出すること。

(9) 当該特別管理産業廃棄物の処理業務が完了した時は、マニフェスト伝票または電子マニフェストにより報告すること。

(10) 当該特別管理産業廃棄物の処理状況把握のため、病院側が随時処分地の現地確認を実施することを事前に承諾のこと。

(11) 委託契約行為は、病院側と収集運搬業務受託者並びに処分業務受託者との間で、各々直接契約書を取り交わすことに承知のこと。

(12) 委託契約書には、最終処分に関する事項を明記すること。

(13) 当該特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物）の性状等を事前に十分把握しておくこと。

(14) 当該特別管理産業廃棄物の収集運搬業者は、以下の事項を運搬車の両側面に見やすいよう表示すること。

- ① 産業廃棄物の収集運搬の用に供する運搬車である旨
- ② 収集運搬業者の氏名又は名称
- ③ 収集運搬業許可証の許可番号（下6ケタ）

(15) 当該特別管理産業廃棄物の収集運搬業者は、運搬車に次の書面を備えておくこと。

- ① 産業廃棄物収集運搬業の許可書の写し

(16) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、電子マニフェストを利用すること。